

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3346)
処分課（担当）名	大阪城パークマネジメント共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立大阪城音楽堂利用料金の減免申請
概 要	大阪市立大阪城音楽堂を使用するにあたり、その利用料金の減免について示すものです。
根拠法令等 及び条項	大阪市立音楽堂条例（昭和25年4月1日条例第34号）第10条第5項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎ 1. 本市が主催し、又は共催する事業のため使用するとき 2. その他教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認められるとき
標準処理期間	7 日
経由日数	なし
提出先	大阪市立大阪城音楽堂
提出時期	随時
提出方法	随時受付にて個別対応
手数料	なし
相談窓口	大阪市立大阪城音楽堂
ホームページ	https://www.osakacastlepark.jp/ongakudo/
備 考	